佐賀県規則第 号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(案)

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成17年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。						
改正前	改正後					
(貸与の申請)	(貸与の申請)					
第2条 修学資金等の貸与を受けようとする者(以下「申請者」と	第2条 修学資金等の貸与を受けようとする者(以下「申請者					
いう。) は、修学資金等貸与申請書(様式第1号)に推薦調書その	いう。) は、修学資金等貸与申請書(様式第1号)に推薦訓					
他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならな	の他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければ					
l I _o	ない。 <u>ただし、知事が別に定める申請者については、推薦</u> 訓					

(大学院生修学資金の対象者等)

- 学、救急科学又は麻酔科学に関する領域を主として研究する者と する。
- 2 条例第4条第3号の規則で定めるものは、小児科、産科、救急 科又は麻酔科に関する研修とする。

(借用証書)

第7条 第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた者(次項に おいて「貸与決定者」という。)は、第4条第2項の規定による通 知を受けたときは、直ちに当該年度の修学資金等借用証書(様式 第2号)を知事に提出しなければならない。

者」と 調書そ ばなら 調書の 提出を要しないものとする。

(大学院生修学資金の対象者等)

- 第6条 条例第4条第2号の規則で定めるものは、小児科学、産科 | 第6条 条例第4条第2号の規則で定めるものは、総合診療学、内 科学、小児科学、外科学、産科学、脳神経外科学、麻酔科学又は 救急医学に関する領域を主として研究する者とする。
 - 2 条例第4条第3号の規則で定めるものは、医師法施行規則(昭 和23年厚生省令第47号)第19条の2第1号に規定する一般社団法 人日本専門医機構が承認した専門研修プログラム整備基準に基づ くものであって、同条第1号から第3号まで、第6号、第8号、 第12号、第14号及び第17号に掲げる団体が実施する研修とする。

(借用証書)

- 第7条 第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた者(次項か ら第3項までにおいて「貸与決定者」という。)は、同条第2項 の規定による通知を受けたときは、別に定める日までに当該貸与 期間の修学資金等借用証書(様式第2号)を知事に提出しなけれ ばならない。
- 2 貸与決定者が前項に規定する期限までに同項の修学資金等借用 証書を提出しない場合は、正当な理由がある場合を除き、第2条

改正前	改正後
	の規定による申請が取り下げられたものとみなす。
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
	4 前項の規定にかかわらず、貸与期間の全期間の修学資金等借用
	証書を提出している大学生については、毎年度、知事の定める日
	<u>までに在学証明書を知事に提出すれば足りる。</u>
(返還猶予の対象となる医療機関等)	(返還猶予の対象となる医療機関等 <u>における業務</u>)
第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機	第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機
関等は、県内の病院(次に掲げる病院に限る。)の小児科、産科、	関等における業務は、県が策定するキャリア形成プログラム(以
救急科若しくは麻酔科又は県内の病院(次に掲げる病院を除く。)	下「キャリア育成プログラム」という。)への参加に同意した者
若しくは診療所の産科とする。 	<u>(以下「キャリア育成プログラム参加医師」という。)が従事す</u> る当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における
	<u>るヨ該キャリア形成プログラムに定められた医療機関寺にのける</u> 業務とする。
 (返還免除の対象となる医療機関等)	<u>条477</u> こする。 (返還免除の対象となる医療機関等における業務)
第10条の2 条例第10条第1項各号の規則で定める医療機関等は、	第10条の2 条例第10条第1項各号の規則で定める医療機関等にお
第10宗の2 宗例第10宗第「項台号の規則で定める医療機関寺 <u>は、</u> 県内の病院(次に掲げる病院に限る。) の小児科、産科、救急科又	第10余002 余例第10余第1項台号の規則で定める医療機関等 <u>にの</u> ける業務は、キャリア形成プログラム参加医師が従事する当該キ
は麻酔科とする。	ヤリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とす
ISMARITE C 7 00	<u> </u>
(1) 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院	
(2) 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	
(3) 前2号に準ずるものとして知事が認める病院	
第10条の3 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等は、国立	│ │第10条の3 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等における
大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内	業務は、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が
の病院の小児科、救急科若しくは麻酔科又は県内の病院(前条各	開設する県内の病院の総合診療科、内科、小児科、外科、産科、
<u>号に掲げる県内の病院を除く。)</u> 若しくは診療所の産科とする。	<u>脳神経外科、麻酔科若しくは救急科</u> 又は県内の病院若しくは診療
	所の産科 <u>(前条の規定に該当する県内の病院又は診療所を除</u>
	<u>く。) における業務</u> とする。

改正前	改正後		
(研修実施病院等)	(研修実施病院等)		
第11条 条例第9条第3項の規則で定める病院又は診療所は、 <u>次の</u> 各号に掲げる者が開設する病院とする。	第11条 条例第9条第3項の規則で定める病院又は診療所は、 <u>第6</u> 条第2項に規定する団体が実施する専門研修プログラムに定められた病院又は診療所(第9条に規定する医療機関等を除く。)とする。		
(1) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人 (2) 独立行政法人国立病院機構			
(3) 前2号に準ずるものとして知事が認める者			

様式第1号その1を次のように改める。

大学生修学資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事様

申請者(本人)氏名

印

大学生修学資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県 医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知 事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

	ふ	נו	が	な		大学名等				大学	学部	学科				
	氏	氏		名							八子口寸	所属	する学	年		
本	生 及	年 び	月 年	日齢		年	(清	月		日 歳)	<u>貸与期間</u> —			年 年	<u>月</u> 月	<u>日から</u> 日まで
人		住戶話	所 及 番	び 号	〒 電話	-	()							
			も 住 :話番		〒 電話	-	()							
	ふ氏	IJ	が	な 名						ЕП	年齢	満	歳	職業		
連帯保証		住戶話	听 及 番	び 号	〒 電話	-	()					続柄		
徐証 人	ふ氏	IJ	が	な 名						ED	年齢	満	歳	職業		
	現電		所 及 番	び 号	〒 電話	-	()					続柄		

- 注 1 申請者の氏名の欄については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。
 - 2 連帯保証人の印は、印鑑登録をしたものを押印すること。
 - 3 印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(知事が定める者を除く。)
- 3 その他知事が必要と認めるもの

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

収	入
印	紙

佐賀県医師修学資金等借用証書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人) 住所 氏名

EΠ

私は、佐賀県医師修学資金等貸与条例(以下「条例」という。)による修学資金等を次のとおり借用いたします。

また、条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(以下「規則」という。)の規定、 裏面の特約条項を遵守します。

借用金額(総額)	<u>金</u>			円
借用期間	年	月から	年	月まで

借用年 (予定)	借用金額	(予定)
年	<u>金</u>	円
年	<u>金</u>	<u>円</u>

連帯保証人 住所

氏名

EП

連帯保証人 住所

氏名

ED

注 連帯保証人の印は印鑑登録したものを押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

添付書類

- 1 大学生及び大学院生にあっては、所属する学年を記載した在学証明書
- 2 臨床研修医及び専門研修医にあっては、臨床研修又は専門研修を受けていることを証 する書面

(裏面)

特約条項

申請者(以下「甲」といいます。)は、修学資金等の貸与に関し、条例及び規則の規定並びに次の条項を遵守することを確約します。

(連帯保証人)

- 第1条 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と連帯保証 人の間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負うものとします。
- 2 甲は、佐賀県知事(以下「乙」といいます。)が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとします。
- 3 甲又は連帯保証人は、乙が他の連帯保証人につき免除又は変更を行っても異議を申し立てないものとします。
- 4 連帯保証人は、借入金の返還の期日及び方法につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てないものとします。

(合意管轄)

第2条 この契約に関する訴訟については、佐賀市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする者及び県が策定するキャリア形成プログラムへの参加に同意した者に係る修学資金等について適用し、同日前に貸与の決定をした者(この規則の施行の日以後に県が策定するキャリア形成プログラムへの参加に同意した者を除く。)に係る修学資金等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後に県が策定するキャリア形成プログラムへの参加に同意した者が従事したこの規則による改正前の佐賀県医師修 学資金等貸与条例施行規則第10条の2から第11条までに規定する医療機関等における業務は、改正後の規則第10条の2から第11条までに規 定する医療機関等における業務とみなす。